

新潟産業大学 父母の会会則

(名称)

第1条 本会は、新潟産業大学父母の会と称し、事務局を新潟産業大学内におく。

(目的)

第2条 本会は、新潟産業大学の教育活動を援助し、学生及び教職員の教育、並びに福利の増進を図り、大学と家庭との連絡協調を緊密にするとともに、相互の理解と協力により、大学の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、新潟産業大学に在籍する学生の父母、保証人及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う

1. 大学と家庭との連結協調
2. 学生の教学及び就職に関する情報の提供
3. 学生の勉学補助及び福利厚生に対する援助
4. 学生及び教職員の慶弔
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計監査 2名
4. 幹事長 1名
5. 幹 事 若干名
6. 会 計 2名

2 会長及び会計監査は前年度役員会で推薦し、総会において承認を受け、他の役員については会長が委嘱する。

3 役員の内任期は1年とし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された者の任期は前任者の残任期間とし、任期満了後も後任が決定するまでは任期を延長する。

(役員の内務)

第6条 本会の役員の内務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3. 会計監査は本会会計を監査し、総会において報告する。
4. 幹事長は幹事を代表する。
5. 幹事は庶務をつかさどる。
6. 会計は会計事務をつかさどる。

(総会)

第7条 本会の総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要に応じて臨時に総会を聞くことができる。尚、総会を開催するいとまがない場合、役員会をもって総会に代えることができる。

1. 会長、会計監査の選出
2. 予算の審議承認
3. 決算の承認
4. その他重要事項の審議

(役員会)

第8条 本会の運営、企画及び重要事項を審議するため役員会をおき、会長が召集し、次の事項を審議する。役員会は全支部役員を持って構成される。

1. 予算の作成
2. 決算の報告
3. 総会委任事項の処理
4. その他重要事項

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は、役員会において推薦されたものを会長が委嘱する。

(支部)

第10条 本会は、事業運営のために各地に支部を設け、支部は第2条、第3条に定める本会の目的及び事業遂行上の基幹単位として運営にあたる。

- 2 支部の役員を選任については第5条、第6条を準用する。
- 3 会計については第12条、第13条を準用する。

(支部の会員)

第11条 本会は、各地区における新潟産業大学に在籍する学生の父母、保証人及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってこれに充てる。

本会の会費の額については、総会で決定するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第14条 この会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

附 則

この会則は、平成6年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年3月27日から施行する。